

中 間 答 申

「これからの益田市の教育
の在り方について」

平成24年2月

益田市教育審議会

目 次

はじめに	1
I. 益田市の教育の方向性	2
II. 「めざす子ども像」について	
○「ふるさとを愛情をもって語る」とは	3
○「地球的視野に立って社会貢献する」とは	4
○「自立したこども」とは	4
III. 「具体的な子どもの姿と求められる教育や支援」について	
1. ふるさとのよさを理解する子ども【郷土愛】	5
○求められる教育や支援	
2. 自分の夢に向かってたくましく生きる子ども【不撓不屈】	6
○求められる教育や支援	
3. 心身ともに健やかで意欲的に活動する子ども【活力】	7
○求められる教育や支援	
4. 学んだことを自分の言葉で表現できる子ども【発信力】	7
○求められる教育や支援	
5. 自分の言動を振り返ることができる子ども【自律】	8
○求められる教育や支援	
6. 他者と支え合うことに感謝できる子ども【支え合い】	9
○求められる教育や支援	
おわりに	10
※資料	
1. 諮問文	11
2. 審議会条例	12
3. 委員名簿	14
4. 審議経過	15

はじめに

21世紀は、いわゆる「知識基盤社会（knowledge-based society）」の時代であるといわれます。知識基盤社会とは、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のことです。

知識基盤社会においては、知識は国境を超え、グローバル化が一層進むとともに、国際間の競争と技術革新が絶え間なく生まれます。こうした中で、若年層を中心とした雇用不安は増大し、収入格差や意欲格差の広がりとともに、ストレス等による心の病が増加傾向を示しています。また、知識の進展は旧来のパラダイム（枠組・規範など）の転換を促し、幅広い知識や知恵に基づく判断が一層重要になっています。この他にも、環境問題や食の安全性の問題・情報化などが地球的な規模で広がり、それらへの対応が急がれていることなど多くの課題が山積しています。

このような時代に、生涯にわたって生き生きと暮らすことができる社会の実現のためには、教育の果たす役割はますます大きくなっています。文部科学省においては、平成18年に「教育基本法」を改正し、同法第17条第1項に基づき、平成20年7月、政府として初めての教育に関する総合的計画として、「教育振興基本計画」が閣議決定されました。

島根県教育委員会では、子どもを取り巻く教育環境が大きく変わる中で、島根がめざす子どもの教育の基本的な方向や考え方を明らかにするために「しまね教育ビジョン21」を平成16年3月に策定（平成20年3月改訂）しています。この教育ビジョンは、改正教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画に位置付けられているものです。

こうした現状をふまえて、益田市においても、国・県と同様に、めざすべき教育の方向性を明確にし、総合的・計画的に推進するために、「益田市教育ビジョン（仮称）」（以下「教育ビジョン」という。）を策定する必要があります。

この教育ビジョンの策定にあたって、本審議会は平成22年9月28日に益田市教育委員会から今後10年間を見通し、以下の点を考慮した「これからの益田市の教育の在り方について」の諮問を受けました。

- （1） 国・文部科学省・島根県・島根県教育委員会及び本市等における関係法令や指針と連動させること
- （2） 今日の国際化、情報化、科学技術の発達、少子高齢化など社会の急速な変化に対応できるよう、本市の子どもたちの様々な課題解決能力を育成すること
- （3） 本市は、豊かな自然や歴史・文化を有しているとともに、相互扶助精神の旺盛な人々が多いことなど恵まれた教育資源をもっているが、他方では学校・家庭・地域が連携し、社会総ぐるみの教育システムが構築されていないことなど、本市の固有の強みと弱みを考慮する

こと

本審議会は、それぞれ異なった専門分野に経験を有する 20 名の委員で構成されています。本審議会の役割は、子どもたちの教育上の諸課題について、学校・家庭・地域及び行政が連携し、課題の共通認識を図り、協働して教育の充実を図るため、幅広い視点で教育の方向性や方策などについて審議し、具体的なものとして教育委員会へ提言することです。

平成 22 年 9 月から 6 回にわたる審議において、国や県における教育の動向を見据えながら、教育現場の現状報告を受ける中で審議を重ねてきました。このたび、これまでの審議をもとに中間報告として本答申をとりまとめました。本答申は教育ビジョンの根幹となる基本理念とそれを具現化するための教育や支援の在り方の 2 部構成になっています。本答申が、益田市の教育の方向性を明確にする一助になることを期待しています。

今後、さらに本審議会において議論を重ね、求められる教育や支援をより具体化するための施策について審議し、最終答申をまとめることとしています。

I. 益田市の教育の方向性

この地域は、悠久の歴史のなかで豊かな自然、特色ある文化、様々な人々の営みが形成されてきました。清流日本一に輝いた益田市のシンボル「高津川」をはじめ、透明で美しい日本海、様々な生き物が息づく豊かな匹見の森など、子どもたちに語り継いでいくべき多くのよさを有しています。また、雪舟や柿本人麿、石見神楽などに代表される多彩な歴史と文化が見られます。一方、価値観や生活様式の多様化が進み、人間関係や地域におけるつながりが希薄化していることや少子化の影響で超高齢化社会に突入していることなど、我が国全体で見られている現象も急速に進行しています。

教育の現状に目を向けると、学校では素直で明るい子どもの姿が見られるものの、対人関係に悩みを抱えたり、将来に対して不安を感じたりしている子どもが増えつつあります。いじめや問題行動、不登校児童生徒の数は減少傾向にあるとはいえ、依然として憂慮すべき状況にあります。また、学力を向上させることや特別支援教育の充実を図ること、教員と子どもが向き合う時間を確保することなど様々な課題が見られます。また、家庭や地域においても、ふるさと教育の進展とともに学校への協力姿勢が見られる一方で、子どもたちの電子メディアへの依存が強まり基本的な生活習慣が十分身につけていないことなどから、家庭や地域の教育力が低下しているとの指摘もあります。

こうした現状を踏まえて、益田市として大切にしたいことは、生活の基盤であるふるさとから学び、考えを深めていくことです。子どもたちは、ふるさとのよさや課題について学ぶ

ことで、自分とふるさととの関わりについて気づき、ふるさとの問題を自分の問題としてとらえ、自分にできることは何かを考えるようになります。ふるさとを学ぶことは、自己の生き方を考えることであり、学ぶことの意義を実感していくことです。

同時に、国際化や情報化などの社会の変化、科学技術などの進歩などに柔軟かつ的確に対応していく資質や能力を育てることが大切です。地球的視野に立って自分のふるさと、そして世界を見つめ、何をしてくれるかではなく、何をすべきかを考え、行動することが求められます。今後は、地域から地球を見つめ、行動するというグローバル※な視点をもつことが大切であり、そうした視点を踏まえた教育の在り方が問われています。

こうした教育を推進していくためには、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で、自らの役割をきちんと果たすことが大切です。学校・家庭・地域の教育力を十分に発揮することによって、子どもの力を引き出す「教育」を推進する必要があります。

また、学校・家庭・地域の教育力を発揮するためには、子どもに教えると同時に、それぞれが強み・弱みを理解し、自らを高めていくことが大切です。大人が子どもに本気になって向き合い、ともに高まっていく「共育」を推進する必要があります。

さらに、学校・家庭・地域が協力して取り組むことにより、教育効果を高めていくことが大切です。今後は、三者の教育力を結集して協働化を図る「協育」を推進する必要があります。行政には、この協育を支援する役割が望まれます。このように、子どもをとりまくすべての大人が一体となって取り組む「教育・共育・協育」を推進することが重要です。

※グローバル：「グローバル」と「ローカル」を合わせた造語。地球的規模の視野で考え、地域的視点で行動する（Think globally, act locally）」という考え方のこと。

Ⅱ. 「めざす子ども像」について

教育ビジョンの策定にあたって、めざす子ども像を次のように設定しました。

ふるさとを愛情をもって語り、地球的視野に立って社会貢献する自立した子ども

○「ふるさとを愛情をもって語る」とは

「ふるさとに愛情をもつ」ためには、何よりもふるさとのよさに気づき、そのよさに学ぶことが大切です。ここ益田市は、美しい「自然」と豊かな「歴史」、そして魅力ある「人々」

があふれています。こうしたふるさとのよさに気づかせることで、豊かな心を育み、ふるさ
とに対する誇りをもたせることができます。また、ふるさとに学んだ子どもは、よさだけで
なく課題にも気づきます。課題をも含めてふるさとに学ぶことにより、子どもはふるさとに
対して様々な思いや願いをもつようになると考えます。こうした思いや願いがふるさとに
対する「愛情」の原点になると考えます。

ふるさとのよさや課題に気づいた子どもは、様々な学習や活動を通して語り合う中で、友
だちの気づきに驚いたり、自分の気づきを認めてもらったりする経験を積み重ねます。すな
わち、「語る」ことは、自分やふるさととのつながりを改めて見つめ直すことです。そして、
自分とふるさととの関わりについて考えるようになった子どもは、ふるさとを大切にしよう
とする気持ちをもつようになり、この気持ちが自分たちのふるさとを育てていくものと考え
ます。このように、ふるさとを自分の言葉で語ることで、ふるさとを主体的に創生しようと
する子どもを育てる必要があります。

○「地球的視野に立って社会貢献する」とは

私たちは、今日まで自然から多くの恵みを受けて、豊かで便利な生活を実現した一方で、
資源やエネルギーの大量消費により環境への負荷を増大させ、その影響は地域の環境にとど
まらず地球の環境を脅かしつつあります。益田市は、日本一の清流高津川をはじめ、豊かな
川、海、山に恵まれ、柿本人麿、雪舟、石見神楽などに代表される固有の文化や風土を育ん
できた「人と自然とが共生したまち」です。現在まで先祖から受け継いできた貴重な遺産を
大切に守り、将来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そこで、子ども一人一人が、自らの行動や身近な環境への接し方が地球全体にまで影響が
及ぶことを認識しつつ地域的視点で行動する”グローバル”な視点を身につけることが大切
です。こうした視点をもって行動し、社会に貢献できる子どもを育てることが求められます。
すなわち、地球的視野に立つとは、身近な地域から地球全体にまで視野を広げ、自分が今、
そしてこれからすべきことは何かを判断するグローバルな視点をもつことと同じです。ま
た、判断の基準は、利己的なものではなく、豊かな人間性、正義感、公正さを重んじる心、
思いやり、自分の国の言語、歴史や伝統、文化を大切にする心など、いつの時代、どこ
の国の教育においても大切にされてきたものの不易の部分にあたります。すべての行動の
もとになるのは、心のありようだと考えます。

○「自立した子ども」とは

少子高齢化、核家族化、価値観の多様化などの社会の急激な変化は、人間関係や地域

の連帯意識の希薄化などを生じさせ、地域社会を大きく変容させつつあります。このような現代社会においては、人と自然、そして人と人とが共生し合うことが大切です。こうした共生の心を培っていくことは、社会貢献につながるものと考えます。

一方で、グローバル化や急速な科学・技術の高度化に対応でき、国際競争を勝ち抜いていく力も必要です。現代社会においては、勤勉性・協調性だけでなく、たくましく生き抜くための確かな学力や強い意志を備えた人材が求められています。他者に対する思いやりや感謝の念をもちつつ、自分の夢に向かって未来を切り拓いていく力を身につけることが大切です。

このように、自立した子どもとは、「グローバルな視点に立って判断し、行動できる子ども」であり、他者の自立を尊重しつつ支え合うことのできる子ども」のことです。益田市においては、学校・家庭・地域及び行政など関係諸機関が一体となって「自立した子ども」を育てることが大切です。

Ⅲ 「具体的な子どもの姿と求められる教育や支援」について

「ふるさとを愛情をもって語り、地球的視野に立って社会貢献する自立した子ども」を育てるためには、どのような教育や支援が必要かを明らかにする必要があります。そこで、めざす子ども像をより具体化することで、必要な教育や支援を明らかにできると考えました。

まず、「グローバルな視点に立って判断し、行動できる」子どもを育てるという観点から、「郷土愛」に満ちていること、「不撓不屈」の精神をもっていること、「活力」があふれていることの3つの要素からめざす子ども像を具体化しました。次に、「他者の自立を尊重しつつ支え合うことができる」子どもを育てるという観点から、他者に伝えることができる「発信力」をもつこと、「自律」した言動がとれること、他者と「支え合う」ことの3つの要素から具体的な子どもの姿を明らかにしました。もちろん、これらの要素は互いに関連しており、これらの要素の共通項がめざす子ども像であると位置づけています。

以下、それぞれの要素ごとに、具体的な子どもの姿と求められる教育や支援について述べていきます。

1. ふるさとのよさを理解する子ども【郷土愛】

ふるさとのよさを理解するためには、ふるさとのよさを体感できる体験をさせることが大切です。体験を通してふるさとの課題を解決してきた歴史を学ぶことは、ふるさとへの関心を高め、ふるさとへの愛情を育てます。

こうした学びを確かなものにしていくためには、「本物（益田市ならではのよさ）」に触れ、感性を豊かにすることが必要です。たとえば、農業体験のなかで、実際に土を触ってその温もりや感触を肌で感じることや美しい森や川、海などの自然を目にしたあとそれを守る人たちがいることに気付くことは、「本物」と出会うことです。「本物」を通して目に見えない大切なものを学んでいく子どもを育てることが大切です。

○求められる教育や支援

こうした子どもを育てるためには、学校におけるふるさと教育により、ふるさとのよさや課題について体験を通して発見し、理解した上で、自分ができることを考えさせたり、よさを守る人たちへの感謝の気持ちをもたせたりする学習が必要です。

家庭や地域においては、「本物」が体験できる場やそれに係る情報を積極的に提供することが必要です。また、大人自らが体験活動や伝統行事に愛情をもって参加することで、自らの手でふるさとを創生しようとする姿勢を子どもに学ばせることができます。

行政としては、ふるさとの「歴史や文化を活かしたまちづくり」をモットーにして、益田市の歴史・文化・自然遺産の保存に努めるとともに、稀有な価値をもつ益田市の貴重な遺産を教育現場にしっかりと発信していくことが望まれます。

2. 自分の夢に向かってたくましく生きる子ども【不撓不屈】

夢をもつ子どもは決してあきらめません。子どもに夢をもたせることにより、たくましく生き抜くことができます。様々な分野で自分の夢に向かってたくましく歩んできた人々と子どもとを出会わせることにより、やる気と意欲をもった子どもを育てることが大切です。

また、学び続ける子どもは決してくずれません。自分の夢を実現させるためには、確かな学力が必要です。一人一人の学びを保障し、学んだことの成就感や達成感を味わうことができるような取組を推進することにより、学び続ける子どもを育てることが大切です。

○求められる教育や支援

こうした子どもを育てるためには、学校では教師の指導力の向上が必要です。グローバル化、競争化がより一層進むこれからの社会において、社会の変化に適切に対応できる確かな学力と精神力を培うことが教育現場に求められています。この意味で、将来の生き方について考えさせるキャリア教育が果たす役割は大きいと考えます。

家庭では、子どもの生活のリズムを見直し、電子メディアへの過剰な接触を避けるとともに、家庭学習習慣を身につけさせる必要があります。

行政は、地域と協力しながら、子どもに夢ややる気をもたせられるような取組や人と人とのつながりを深める取組を行うとともに、保護者を含めて地域の方を対象とした研修会を実施することが必要です。

3. 心身ともに健やかで意欲的に活動する子ども【活力】

活力は生きる力の土台です。心身ともに健やかでたくましい子どもの活力源は、適切な運動量と健全な食生活にあります。多様な活動や体験を通して心身を鍛えるとともに、食育を推進することで、活力あふれる子どもを育てることが大切です。

また、学校が安全・安心であることは何よりも最優先すべきことです。充実した教育環境のもとで、子どもが自分で自分の体や命を守ることができる力を育てることが大切です。

○求められる教育や支援

こうした子どもを育てるためには、学校においては、子どもの体力の向上を図るために、体育や健康教育を充実させ、生涯を通して、運動やスポーツに親しむことができるような取組が必要です。

また、食育を知育、徳育及び体育の基礎であると位置付け、健全な食生活を自ら実践することができる取組が学校でも家庭でも必要です。家族ぐるみで適切な食生活習慣づくりに取り組むことで、子どもは家庭生活を通して食生活の大切さに気づくことができます。

地域や行政においては、子どもが多様な体験や活動ができるようにするために、地域にある「ひと・もの・こと」を活用して経験豊富な講師や体験のための場を提供するとともに、安全・安心な学校施設の整備や学校給食の充実を図る必要があります。

4. 学んだことを自分の言葉で表現できる子ども【発信力】

学ぶことは、本来楽しいことです。学びには、新しい世界を知る喜びや新しいことに挑戦できる期待感があるからです。また、そうした学びを共有し合うことで、表現する喜びを感じることができます。学んだことを表現する場を設定することで、子どもに学ぶ楽しさや充実感を味わせるとともに、自らの学びを発信できる力を育てることが大切です。

また、読書は子どもの学びを豊かにします。様々な読書体験を積み重ねることで、子どもの知的世界を広げるとともに、自分の言葉で豊かに語ることができる子どもを育てることが大切です。

○求められる教育や支援

こうした子どもを育てるためには、学校においては様々な活動や体験、読書などを通して、多様な価値観を学ばせる学習に取り組むことが必要です。たとえば、益田市内には市外出身者の方や外国人の方が住んでおられます。こうした方々との交流を通して、世界の広がりを実感させるとともに、異なる文化や価値観について学ばせることができます。

家庭における読み聞かせや家読^{うちどく}は、子どもの知的好奇心を育てるとともに、豊かな情緒を育むことができます。地域では、子どもが学んだことを発表する場を提供したり、そうした場に積極的に参加したりするなどして、子どもに成就感や達成感を味わわせることが必要です。

行政としては、図書環境の充実を図るとともに、ICT教育※1にも力を入れることが必要です。未来社会を見据えて、様々な情報機器に触れさせたり、使いこなしたりする体験は、子どものメディアリテラシー※2を育成するだけでなく、学ぶ楽しさを体験させることができます。

※1 ICT教育：ICTとは、「Information and Communications Technology」の略称。ICT教育とは、コンピュータやその周辺機器などを活用した情報コミュニケーション教育のこと。

※2 メディアリテラシー：出版物、インターネット、広告等様々な情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、活用する能力のこと。

5. 自分の言動を振り返ることができる子ども【自律】

今の子どもには、忍耐力が不足していることや将来に対して不安を感じている様子がうかがえます。こうした課題の背景には、自尊感情の低さが大きく関係しています。自尊感情の低い子どもは、常に不安にとらわれ、のびのびと生きることができません。ありのままの子どもを認めていくことで、自尊感情を高めていくことが大切です。

また、自尊感情は良好な人間関係のなかで育ちます。他者と接するときには、礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルールなど、場に応じたふるまいが求められます。自分のふるまいに気を配り、相手の立場を尊重することができる子どもを育てることが大切です。

○求められる教育や支援

こうした子どもを育てるためには、学校においてはボランティア活動など、人の役に立つ体験を取り入れることで、子どもの自尊感情を高めることが必要です。一方で、自らの言動を振り返らせることで、礼儀やきまりを大切にし、我慢する心を身につけることも求められます。

家庭や地域では、優しさと厳しさをもって子どもの豊かな感情を育てることが必要です。子どもとしっかり向き合い、愛情をもって接していくことにより、子どもの自尊感情を育むことができます。また、大人自身が自らのふるまいを正していくことにより、地域ぐるみでふるまいを向上させる雰囲気づくりが望まれます。

行政としては、ふるまい向上についての気運を盛り上げる取組を推進するとともに、人権教育を推進することによって、自尊感情を高めていく取組が必要です。

6. 他者と支え合うことに感謝できる子ども【支え合い】

より複雑化する未来の社会を生き抜く子どもにとって、コミュニケーション能力を育てることは喫緊の課題です。ただ、コミュニケーションの根底には、相手に対する思いやりや感謝の心がなくてはなりません。自分が多くの人々に支えられ、生かされていることに感謝し、その気持ちを表現したり、今あるものを分け合ったりすることができる子どもを育てることが大切です。障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合い、思いやりの心をもって接しようとする気持ちが必要です。

また、これからの共生社会においては、他者の立場や意見を尊重する寛容さとともに、自分の役割や責任をきちんと果たす責任感が求められます。自分だけでなく、自分の身の回り、そして地球全体を見据えて何をすべきか深く考えようとする態度が大切です。

○求められる教育や支援

こうした子どもを育てるためには、学校においては、「命（いのち）」について学ぶ教育が必要です。命の尊さを実感することにより、身の回りのものに対する感謝の気持ちが生まれ、それを大切にしようとする態度化や行動化が促されます。この意味で、食育の果たす役割は大きいものと考えます。

家庭では、子どもとの対話を大切にし、子どもの思いや願いに耳を傾けることが必要です。一方で、家庭での子どもの役割を決め、家族の一員としての自覚を促すことが望まれます。

地域と行政は、一体となって地域ぐるみで子育てをする気運を盛り上げる必要があります。また、様々な関係機関が連携して、「心の居場所づくり・心の絆づくり」に取り組む必要があります。特に、障がいのある児童生徒については、すべての子どもの自立と社会参加をめざす

立場から、適切な学習機会を保障するなど指導の充実を図ることが望まれます。

おわりに

本審議会においては、益田市の教育ビジョンについて、以上のような検討を行い、この中間答申をとりまとめたところです。

私たちは、この中間答申を、益田市の教育改革を推進するための最初の提言と位置付けておりますが、その実現のためには、学校・家庭・地域及び行政をはじめ関係諸機関が一体となった取組とともに、市民一人一人の教育改革に対する理解と協力が不可欠であることを訴えます。

本審議会は、今後、求められる教育や支援をより具体化するための施策について審議し、最終答申をまとめることとしています。本答申が今後の審議をさらに深めることになることを期待しています。

益田市教育審議会
会長 松 永 和 平 様

益田市教育委員会
教育長 三浦正樹



諮 問 文

次の事項について、下記の理由を添えて諮問します。

「これからの益田市の教育の在り方について」

【理 由】

21世紀においては、国際化、情報化の進展、科学技術の発達、経済構造の変化等々、社会の変動がさらに激しくなるものと思われます。こうしたなかで、児童生徒が変化に柔軟に対応し、主体的に生きていく資質、能力を身に付けることが重要であります。

現在の子どもたちは「興味のあることは積極的に取り組む」、「新しいものにすぐに対応できる」、「自分の言いたいことははっきり言う」など、優れた面がある反面、規範や礼儀など、人間としての基本的なことが身に付いていない傾向があります。

本市では、豊かな自然や歴史・文化などの恵まれた教育資源を有する中で、子どもたちは「地域の宝」として大切に育てられてきました。しかしながら、少子化や核家族化等により、子ども同士による切磋琢磨の機会が少なくなるなどの影響が現れてきています。

今日の大きな課題となっている学力低下につきましては、「学び合い授業実践推進事業」の実施など、さまざまな施策を展開してまいりましたが、依然として深刻な状況にあります。また、体力・運動能力の低下傾向などの課題があります。

このような本市の教育課題を解決し、未来をたくましく切り拓き、社会に羽ばたいていける人間を育てていくためには、

○基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力（「確かな学力」）

○自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心（「豊かな人間性」）

○たくましく生きるための健康や体力（「健やかな体」）

の「知・徳・体」のバランスを重視した「生きる力」を育むことが求められます。

あわせて、子どもの育成に対して学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、社会が総ぐるみとなって教育を進めていくことが必要です。

そのためには、今後の本市の実情を踏まえた教育理念及び施策を「教育ビジョン」にまとめて、それをもとに、市民との協働により実現していくことが重要であると考えます。

その「教育ビジョン」の根幹をなす今後10年間を見通した本市教育の在り方について、次の事項を中心に検討する必要があります。

- 1 基本理念について
- 2 基本理念を実現するための施策の方向性について

益田市条例第40号

益田市教育審議会条例

(趣旨)

第1条 子どもたちの教育上の諸課題に対して、学校等の校種間の連携並びに学校、家庭、地域及び関係諸機関等との連携により、相互に共通認識するとともに、協働して教育の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、益田市教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、学校教育の振興に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、教育委員会に建議するとともに、教育委員会が実施する教育施策の推進に連携し、及び協力する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 学校等の代表者
- (4) 関係諸機関等の代表者
- (5) 公募に応じた者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 各部会に属する委員により、部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を審議会に出席させ、意見の開陳又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(会議招集の特例)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、教育委員会が招集する。

益田市教育審議会委員

平成 23 年 4 月 1 日現在

氏 名	初 任	任 期	備 考
石 橋 静 子	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
末 成 弘 明	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
堀 内 好 浩	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
松 永 和 平	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
出 雲 佳 代 子	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
植 木 誠 司	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
大 向 謙 二	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
岡 崎 正 信	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
吉 城 聖 顕	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
永 見 勝 徳	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
藤 江 誠	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
牛 尾 ち え の	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
木 下 雄 介	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
澄 川 裕 之	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
永 本 恵 子	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
福 井 祐 子	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
藤 山 浩	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
三 好 成 子	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
常 國 文 江	H22. 9. 28	H24. 9. 27	
前 田 義 幸	H22. 9. 28	H24. 9. 27	

○審議経過

第1回 平成22年9月28日 13:30～16:00

- ・会長・副会長の選任
- ・「これからの益田市の教育のあり方について」諮問
- ・各委員の教育に向ける意見
- ・教育委員会から現状報告等

第2回 平成22年11月24日 13:00～16:00

- ・益田市の教育の現状について
子どもの学力や生活環境、意識についての調査報告と、それを踏まえた質疑応答
- ・小中高校種間連携協議における意見・課題等について
校種間、関係諸機関が密接に連携した「地域ぐるみの教育システム」を目指した議論
- ・これからの益田市の教育のあり方等について
委員の自由意見

第3回 平成23年2月23日 13:30～16:00

- ・益田東中学校視察
- ・益田市の教育に係る現状分析
益田市ならではの特色ある教育ビジョンに生かし、市が抱える教育問題の解決策を明らかにするため、SWOT分析の結果を用いた現状説明と意見聴取

第4回 平成23年5月11日 13:30～16:00

- ・教育ビジョン策定に向け、めざす子ども像、具体的な子どもの姿、求められる教育支援等について

第5回 平成23年8月10日 13:30～16:00

- ・教育ビジョン策定に向け、基本理念や具体的な施策等について

第6回 平成23年11月14日 13:30～16:00

- ・中間答申案検討

第7回以降 教育ビジョンの実現に向けた具体的な施策等について